

## 資料4

### 地域包括支援センター運営協議会および 地域密着型サービス運営委員会の所掌事項

#### 1 地域包括支援センター運営協議会の所掌事項

- (1) センターの設置に関する事項
- (2) センターの運営に関する事項
- (3) その他センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するために必要な事項

#### 2 地域密着型サービス運営委員会の所掌事項

- (1) 地域密着型介護サービス費の額に関する事項
- (2) 地域密着型介護予防サービス費の額に関する事項
- (3) 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する事項
- (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する事項
- (5) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準および指定地域密着型サービスの事業の設備および運営に関する基準に関する事項
- (6) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備および運営に関する基準に関する事項
- (7) その他地域密着型サービスの適正な運営を確保するために必要な事項